

テレビゲームと子どもに関する協議会合意事項

1 レーティングの変更

C E R Oは、平成18年3月1日審査分からレーティングの基準を見直し、「Z：18才以上のみ対象（以下、「Zソフト」という。）」の区分を設ける。

2 18歳未満販売禁止の意思表示

C E S Aは、下記事項を実施する。

- (1) Zソフトを18歳未満販売禁止として取り扱う。
- (2) 販売店に対し、Zソフトについて区分陳列、購入者の年齢確認、青少年への販売禁止の徹底を要請する。

3 ソフトメーカー

ソフトメーカーはZソフトに18歳未満販売禁止の旨の表示を行う。

4 再審査の実施

C E S Aは、現行レーティングにより「18才以上対象」とされているソフトの再審査を依頼し、再審査によりZとレーティングされたソフトについては、上記Zソフトと同様の取扱いをする。

5 販売店の責務

5月31日以降、販売店は、Zソフトを区分陳列し、販売時の年齢確認を行い、青少年への販売をしない。

6 普及啓発

C E S A、C E R O、販売店及び東京都は、新年齢別レーティング制度について、広く都民に対して普及啓発を行う。

7 検証

合意事項が適正に運用されていることを確認するため、協議会参加者は一体となって検証を行う。